

689-4133
鳥取県西伯郡伯耆町
吉長37番地3
伯耆町役場内

発行日 令和6年3月〇日

伯耆 太郎

伯耆町長 森安 保



令和5年度伯耆町価格高騰重点支援給付金（こども加算）の支給のお知らせ

原則、手続き不要

政府の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、低所得の子育て世帯を支援するため、令和5年度伯耆町価格高騰重点支援給付金（こども加算）を支給します。

この給付金は、令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付の加算として、当該世帯のこどもの人数に応じて支給します。あなたの世帯は、この給付金の対象となりますので、以下のとおり給付金を支給します。

原則、手続きは必要ありませんが、受け取りを辞退する場合や口座の変更が必要な場合は、連絡が必要です。（詳しくは、裏面をご覧ください。）

支給対象者

令和5年12月1日(基準日)時点で伯耆町に住民登録がある、次のいずれかに該当する世帯の世帯主

- ①令和5年度伯耆町価格高騰重点支援給付金（7万円）の支給世帯【非課税世帯】 ←あなたの世帯は①に該当します
②令和5年度伯耆町価格高騰重点支援給付金（均等割のみ課税給付）の支給世帯

支給額

加算対象児童1人につき5万円

加算対象児

支給対象者と同一世帯の18歳以下の児童（平成17年4月2日生まれ以降の児童）

●あなたの世帯の加算対象児童

No.	加算対象となる児童の氏名	生年月日
1	伯耆 ○○	平成21年 6月 〇日
2	伯耆 △△	平成26年 2月 〇日
3		
4		
5		
6		

<加算の対象となる児童>

ア. 基準日（令和5年12月1日）時点で、世帯主と同一世帯である18歳以下（平成17年4月2日以降生まれ）の児童

イ. 基準日の翌日（令和5年12月2日）から令和6年4月1日までに生まれた新生児（※）

※ 上の一覧表に記載の無い新生児を加算対象とする場合は、別に申請が必要となります。

また、単身で寮に入っている児童など、別居している児童と生計が同一である場合は、申し出により加算の対象となる場合があります。（詳しくはお問い合わせください）

支給方法

次の口座に振り込みます。《手続き不要》

振込口座	伯耆銀行役場支店 123**** 村井 刃
支給額	100,000円
振込予定日	令和6年〇月〇日(〇)

※振込口座は、令和5年度伯耆町価格高騰重点支援給付金（7万円）の支給口座となります。

連絡が必要な場合

次のいずれかに該当する場合は、**令和6年〇月〇日（〇）までに住民課**へ連絡の上、届出書（※）を提出してください。

- ・ 給付金の受け取りを辞退する場合

※この給付金は、民法上の贈与契約となります。期限までに辞退の申し出がない場合は、伯耆町との贈与契約が成立します。

- ・ 口座の解約等によって、振込口座の変更を希望する場合

※基礎となる給付（非課税世帯等への給付金）の加算となるため、口座の解約等の特別な事情がない限り口座の変更はできません。

※世帯主名義の口座に限ります。

※変更された場合は、振込が遅くなる場合があります。

（※）届出書は、住民課の窓口に備え付けているほか、町のホームページに掲載しています。

伯耆町 こども加算

検索



【お問い合わせ先】

〒689-4133

鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3

伯耆町役場 住民課（給付金担当）

TEL 0859-68-5531 FAX 0859-68-3866

給付金HP <https://www.houki-town.jp/new1/10/10/w797/>